日調連発第１８１号
平成２４年１０月２日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

「換地図兼確定図」等の閲覧・交付対象者の変更について(通知)

標記について、神戸市都市計画総局長から別添のとおりお知らせがありましたので、通知します。

神都市清第６０９号-2
平成24年9月28日

各　位

神戸市都市計画総局長
鳥　居　　聡

「換地図兼確定図」等の閲覧・交付対象者の変更について（お知らせ）

初秋の候、貴団体ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、神戸市では市長又は市が施行した区画整理事業で換地処分を行った地区の「換地図兼確定図」等の閲覧・交付申請について、権利者以外の者が申請をする場合は権利者からの委任状が必要でしたが、平成24年10月1日（月）より申請者は権利者に限定しないよう取扱いを変更しますのでお知らせいたします。

また、これに伴い申請書の様式も別添のとおり変更します。（委任状の添付は必要ありません。当分の間は、従来の様式による申請も受け付けます。）

つきましては、業務多忙のおり誠に恐縮ですが、所属会員等に周知していただきますようお願いいたします。

神戸市都市計画総局市街地整備部清算課
担当　高木・藤山
神戸市中央区加納町６丁目５番１号
TEL　078－322－5538

受付
24.10.01
日調連

平成24年10月
神戸市都市計画総局市街地整備部清算課

土地区画整理事業に関する「換地図兼確定図」等の閲覧・交付申請について

神戸市長又は神戸市が行った土地区画整理事業で、換地処分を行った地区の「換地図兼確定図」等について閲覧・交付申請ができます。

なお、申請に当たっては次の確認事項をご了承のうえ、清算課に備え付けの「閲覧又は交付申請書」にご記入、押印のうえ申請してください。

【確認事項】

1　閲覧・交付の対象となるのは「神戸市長又は神戸市」施行の事業のうち下表記載の地区です。
2　閲覧・交付される資料の内容は換地処分時のものであり、必ずしも現況と一致するとは限りません。
3　換地処分後の土地及び土地にかかる権利については、各権利者において管理されるべきものであり、土地の境界等に関する紛争が生じた場合でも、本市は一切関与できません。
4　交付された換地図等に変形、変更、加筆、削除等一切の編集をしないこと。
5　交付された換地図等を商業目的及び営利目的で使用しないこと。
6　交付を希望される場合は、写しを1枚10円で交付します。
7　複写枚数が多い場合は、受け取りが翌日以降になる場合があります。

【閲覧交付対象地区】

東灘区	森南第一地区	平成15年2月14日
	森南第二地区	平成15年2月14日
	森南第三地区	平成17年3月14日
	東灘山手地区	平成22年3月15日
灘区	灘地区 第一工区	昭和61年2月12日
	灘地区 西灘浜手工区	昭和52年7月26日
	六甲道駅北地区	平成18年3月29日
	六甲道駅西地区	平成13年7月24日
	河原地区 東工区	平成3年7月1日
	河原地区 西工区	平成13年11月9日
中央区	新神戸駅地区	昭和57年8月8日
	葺合地区	平成11年8月31日
	生田地区	平成2年9月26日

兵庫区	兵庫地区 第一工区	平成5年9月2日
	上沢地区	平成13年7月30日
	松本地区	平成16年12月24日
北区	道場八多地区	平成19年3月29日
	岡場地区	平成12年3月29日
	谷上地区	平成16年3月31日
長田区・須磨区	長田地区	昭和56年6月30日
	御菅東地区	平成15年4月11日
	御菅西地区	平成17年3月24日
	新長田駅北地区	平成23年3月28日
	板宿地区	平成8年4月24日
	鷹取東第一地区	平成13年2月21日
	鷹取東第二地区	平成20年3月24日

＊日付は換地処分の公告日

【閲覧・交付場所】

神戸市 都市計画総局 市街地整備部 清算課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（市役所2号館5階）
TEL：078−322−6614

【閲覧・交付対象者】

平成24年10月1日から、どなたでも閲覧交付申請ができるようになります。（権利者の委任状は必要ありません。）

閲覧又は交付申請書

平成　　年　　月　　日

都市計画総局市街地整備部清算課長あて

神戸市長又は神戸市が施行者として換地処分を終えた土地区画整理事業区域内の下記土地の「換地図兼確定図」等の閲覧又は交付を下記のとおり申請します。

なお、閲覧する又は交付される資料については、次の確認事項を了承したうえで利用目的の範囲内で参考資料として利用します。

【確認事項】

- **閲覧する又は交付される資料の内容は換地処分時のものであり、必ずしも現況と一致するとは限らないこと。**
- **換地処分後の土地及び土地にかかる権利については、各権利者において管理されるべきものであり、土地の境界等に関する紛争が生じた場合でも、本市は一切関与できないこと。**
- **交付された換地図等に変形、変更、加筆、削除等一切の編集をしないこと。**
- **交付された換地図等を商業目的及び営利目的で使用しないこと。**
- **交付については、複写代として１枚につき１０円を負担すること。**
- **複写枚数が多い場合は、受け取りが翌日以降になる場合があること。**

記

1　申請者

住　所			
氏　名	印	電　話	

2　申請内容（※欄は記入しないでください）

申請目的	・閲覧　　・交付
申請地	神戸市　　区　　通・町　　丁目　　番
	※【　　地区　　工区（換地区）　　街区】
利用目的	

※受付番号
